

特殊詐欺や悪質商法をシャットアウト！

特殊詐欺対策電話機器等の購入に補助金を交付します

県内で高齢者を対象とする特殊詐欺被害が多発しています。

被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策電話機器等の購入・設置(工事費含む)をされた方に対して、次の条件で費用の一部補助します。

対象 町内に在住し当該年度中に満65歳以上となる方、またはその方と同居する世帯員の方

補助対象 (次のいずれかに該当する電話機または装置)

- ・ **特殊詐欺対策電話機** 自動応答録音装置等の機能を備えた、迷惑電話への対策機能を有する固定電話機
- ・ **自動応答録音装置** 固定電話に取り付け、自動で相手に通話内容を録音することを伝え、録音する機能を有する装置
- ・ **自動着信拒否装置** 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否または通知する機能を有する装置

補助金額 購入・設置金額の2分の1以内とし、5000円を限度額とします。(100円未満切り捨て)

※ポイント利用分および機器の運用に必要な付帯サービス(ナンバーディスプレイ)の費用は補助対象外です。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象期間 10月3日から令和5年3月末日までに機器の購入・設置をしたもの

受付期限 令和5年3月末日

申請方法等 1世帯につき1台まで申請できます。

必要書類等詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152



木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご利用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線164

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震 診断	・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・ 在来軸組構法または伝統構法 (杵組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造 ・ コンクリート造は除く) ・ 2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む) ・ 現に人が住んでいる住宅	無料
木造住宅 耐震改修	・ 耐震診断の結果、判定値1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること	費用の80%の額 (上限120万円)
耐震シェルター 整備	・ 耐震診断の結果、判定値0.4未満であること ・ 申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること	費用の2分の1の額 (上限20万円)
木造住宅 除却(解体)	・ 耐震診断の結果、判定値1.0未満であること	費用の3分の2の額 (上限20万円)